

一般財団法人 社会変革推進財団 組織規程
(2025 年 3 月 24 日改定)

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この規定は、本法人の事務局の運営及び組織に関する事項は、本法人の定款に定めるもののほか、本規程による。

第 2 章 組織及び所掌事務

第 1 節 部署及びその所掌事務

第 2 条 (事務局)

事務局に、次の部及び室を置く。

コンプライアンス室
総務部
事業部
知識創造部
海外連携部

第 3 条 (コンプライアンス室)

コンプライアンス室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) コンプライアンス施策の実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンスに係る内部情報の管理
- (4) 内部通報制度の整備及び運用
- (5) コンプライアンス委員会の運営に関する事務
- (6) コンプライアンスに関する事項のコンプライアンス委員会に対する報告
- (7) 利益相反取引の管理に関する事項
- (8) その他コンプライアンス委員会が諮問した事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、コンプライアンス施策に必要な業務に関すること。

第4条（総務部）

総務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 評議員会、理事会、監事会及びアドバイザリーボードの庶務に関すること。
- (2) 定款その他諸規程に関すること。
- (3) 登記、諸願及び諸届に関すること。
- (4) 法人印の管守に関すること。
- (5) 文書の接受、発送及び保存に関すること。
- (6) 機密に関すること。
- (7) 人事及び労務に関すること。
- (8) 福利厚生に関すること。
- (9) 職員の研修に関すること。
- (10) 法人文書の開示及び公表並びに個人情報保護に関すること。
- (11) 役員の秘書に関すること。
- (12) 本法人の業務に関する情報システムの統括、運営及び管理に関すること（ただし、第5条第5号による周知啓発及び情報公開等、広報活動に関するものを除く）。
- (13) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (14) 予算の作成及び管理に関すること。
- (15) 決算に関すること。
- (16) 助成金及び寄付金の受入れに関すること。
- (17) 物品の出納及び保管に関すること。
- (18) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (19) 税務に関すること。
- (20) 収入及び支出に関すること。
- (21) 金銭及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (22) 資金の調達及び運用に関すること。
- (23) 契約に関すること。
- (24) 前各号に掲げるもののほか、他の部の所掌に属さない事務に関すること。

第5条（事業部）

事業部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本法人の目的の達成に必要な組織及び事業の実施に必要な資金についての出資・助成・融資又は保証等に関すること。
- (2) 本法人の目的の達成に必要な組織及び事業に関する評価に関すること
- (3) 上記（1）及び（2）を対象とした経営支援に関すること。
- (4) 本法人の目的の達成に必要な周知啓発及び情報公開等、広報活動に関すること（ただし、他の部署の所掌とするものを除く）。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業等実施に必要な業務に関すること。

第6条（知識創造部）

知識創造部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本法人の目的の達成に必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 本法人の目的達成に必要な外部関係者を含めた会議体及び組織等の運営支援に関すること。
- (3) 本法人の目的達成に必要な他組織への助言活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、新たな知識の創造等に必要な業務に関すること。

第7条（海外連携部）

海外連携部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本法人の目的の実現に向けた海外組織との事業連携及び促進に関すること。
- (2) 本法人の目的の実現に向けた海外組織との知見の蓄積及び発信に関すること。
- (3) 本法人の活動に必要な資金の調達に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、海外との連携に関する業務全般に関すること。

第2節 チーム等の設置及び事務分掌

第8条（チームの設置等）

1. 事務局の部には、定められた分掌事務に従い、事務の一部を分掌させるため、必要に応じてチームを設置することができる。
2. 常務理事及び部長は、担当する部において、必要なチームを組成し、そのリーダー及び構成員を指名することができる。
3. チームの名称、分掌事務、設置期間、その他必要な事項については、代表理事が定める。

第3章 職制

第9条（専務理事及び常務理事の分掌）

専務理事及び常務理事は、理事会にて別に定めるところにより所掌する部の業務を担当する。

第10条（職制）

部にそれぞれ部長及び室長を置く。

第 11 条（部長及び室長の職務）

部長は、担当常務理事の命を受け、その担当する部の所掌事務を統括し、担当常務理事を補佐する。

第 12 条（その他職員の職務）

その他事務局職員の職制及び役割区分については、代表理事が別に定める。

第 4 章 雑 則

第 13 条（契約職員等）

事務局に嘱託及び臨時雇用員を置くことができる。

第 14 条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

第 15 条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

附則（2018 年 9 月 20 日）

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構の登記の日（2018 年 9 月 20 日）から施行する。

附則（2019 年 10 月 7 日）

本規程の一部改正は、2019 年 10 月 1 日から施行する。

附則（2022 年 5 月 13 日）

本規程の一部改正は、2022 年 6 月 1 日から施行する。

附則（2022 年 8 月 23 日）

本規程の一部改正は、2022 年 8 月 23 日から施行する。

附則（2025 年 3 月 24 日）

本規程の一部改正は、2025 年 4 月 1 日から施行する。